

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 賞与の源泉徴収

**Q** : 来週、従業員に賞与を支給するのですが、源泉徴収税額は、給料と同じ税額表を使って計算すればよいのでしょうか。

**A** : 賞与の場合は原則として、給料と同じ税額表は使わず、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使います。

### 【解説】

賞与に対する源泉徴収税額の計算は、原則として、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」により税率を求め、支払う賞与の金額にこの率を乗じて源泉徴収税額を算出することになります。

算出率表は、「扶養控除等申告書」を提出している人の使用する甲欄と、提出していない人の使用する乙欄に分かれていて、左側に乗ずる率が出ています。

ここで注意しなければならないのは、算出率表は、賞与を支給する月の前月の社会保険料控除後の通常の給与の金額を基準として、賞与の金額に乗ずべき率を見出すことになっていることです。

したがって、賞与支給時の前月において通常の給与の金額がなかった人などは、月額表を使用して源泉徴収税額を求めることになります。この場合には、社会保険料控除後の賞与の金額の6分の1（賞与の計算基礎期間が6か月を超えるときは12分の1）に相当する金額に応じて月額表で税額を求め、この税額に6（賞与の計算基礎期間が6か月を超えるときは12）を乗じて計算した額が、その賞与に対する税額となります。

